



●ゆら・山崎法律事務所 ●〒640-8331 和歌山市美園町5丁目1番地の2 新橋ビル6階  
 ●TEL073-433-5551 FAX073-433-5567  
 ●発行責任者/織部利幸

# 核兵器のない平和な世界を

— 核兵器廃絶や憲法9条を守る取り組みを —

原水爆禁止和歌山県協議会（和歌山県原水協）事務局長

対談

しらいはるき  
**白井 春樹** さんと



今回は、原水爆禁止和歌山県協議会（和歌山県原水協）の事務局長をされている白井春樹さんとの対談です。  
 1945年8月に広島と長崎に原爆が投下され、21万人もの尊い命が奪われました。さらに、1954年3月に太平洋ビキニ環礁での水爆実験

で日本の漁船が被災しました。そのような中で、「核戦争阻止」「核兵器廃絶」「被爆者援護」などの目標を掲げ、1955年9月に「原水爆禁止日本協議会」（原水協）が結成され、10月に和歌山県原水協も結成されました。白井さんは、教員を定年退職さ

れた後、同会の事務局長として活躍されています。昨年4月にアメリカのオバマ大統領が「核兵器のない世界の平和と安全を追求する」（ブラハ演説）と宣言し、今年5月に国連の潘基文事務総長が「地平線の先に核兵器のない世界が見えています」と

発言するなど、核兵器のない世界が実現する可能性が大きく開かれています。今回の対談では、核兵器の廃絶や憲法9条を守る取り組みなどについて語り合いました。

**丸山**「今年5月に核不拡散条約（NPT）再検討会議（190カ国が加盟）がアメリカ・ニューヨークで開催されましたが、白井さんは核兵器廃絶の声を届けるためにニューヨークに行かれたんですね」  
**白井**「ええ、全国の原水協から1500人、他団体を含めると2000人、和歌山県からは私を含めて16人が、全国で集めた核兵器廃絶を求める署名約691万筆を携えてニューヨークに行きました。和歌山でも10万筆の署名をこの会議の場に提出しました」  
**川本**「日本でもこの会議の模様がニュースで大きく取り上げられていましたね。ニューヨークではどのような行動をされたんですか」  
**白井**「マンハッタンの真ん中に位置するタイムズスクウェア

アで署名行動や、世界各国から集まった1万人以上の人々による集会をおこない、その後、エンパイア・ステートビル前を経て、国連ビル前の広場までパレードを行いました。そして、国連ビル前でNPT会議議長と国連上級代表に署名を手渡しました」  
**丸山**「すごいですね。それだ







しらいはるき  
白井春樹さん

政治を動かしているという実感を持ってますね。世界にある核兵器約2万3000発の一部でも使われれば、人類は深刻な被害を受けます。核兵器がなく

なるまで、署名の力、世論の力を大きくしていかねばなりませんね」  
丸山「核兵器を保持するた

議では全会一致で、核兵器の無い世界の平和と安全を達成することを決め、新たに、核保有国に対し、核兵器廃絶につながる具体的な進展状況を報告する義務を課しました。このことは核兵器のない世界への貴重な一歩と言えます。ところで、お二人は、憲法9条を守る運動でも活躍されていますよね」



まるやま さとる  
弁護士 丸山 哲

「けの人が集まって声を上げれば、NPT会議にも大きな影響を与えたでしょうね」

持つ国は、平和を維持するために核兵器が必要だとする

「核抑止力論」を唱えています。核兵器がなくなると、核抑止力論は、武力で脅し合うような状況が断ち切れません。核保有国による、核兵器をなくすための具体的な行動が求められていますよね」

丸山「私は、学生時代は憲法9条や核兵器の問題などには触れることは少なかったですが、平和を守るためには市民社会の一人ひとりが主人公として力を合わせる必要があります」と考えていました。弁護士になって、憲法9条を守るわかやま弁護士の会の一員として、宣伝・署名行動や集会など具体的に取り組み中で、そのことを一層、実感しています」

ります。本日はありがとうございました」

白井「NPT会議議長らは、国連ビルへのパレードの到着が遅れても『署名を受け取るまで待つ』と言われたり、署名を見に行くと言って約691万筆の署名の箱が積み上げられた広場まで足を運んでくれました。また、NPT会議の冒頭で『私は昨日、署名を受け取りました。市民社会の熱意に私たちは応えなければならぬ』と発言されました」

川本「そのお話を聞くと、私たち一人ひとりの力が、国際



かわむち ともこ  
弁護士 川本智代

白井「NPT会議や8月に広島・長崎で開催された原水爆禁止2010年世界大会でも、平和を願う若い方々のエネルギーはすごいものがありました。これからも、お二人にはますます力を発揮していただきたいと思います」

川本、丸山「これからも頑張





# 私のこと・参議院選挙のこと

弁護士 山崎 和友  
やまさき かずとも

1. 今年の夏も連日35度前後の猛暑日が続いていますが皆様にはお変わりございませんか。ヨーロッパでは暑さのために死者が出る程の異常気象であったり、中国でも豪雨で壊滅的な被害が発生したりしています。このような現象も自然が変わったというよりも、人の営みが自然を変えてしまったのではないかと危惧しています。

2. ところで、私、今年4月1日から平成22年度の近畿2府4県の弁護士会で構成する近畿弁護士会連合会の理事長と、同時に日本弁護士連合会の理事をしています。いずれも来年3月末までの1年間の任期ですが、大阪での近弁連理事会やその打ち合わせ、東京での2日続きの日弁連理事会などが毎月あり、その外に近弁連管内の行事や北海道から九州まで全国8ブロックの弁護士会連合会の大会など、いろんな会議や行事への参加で、1週間に1日か2日しか和歌山に居れない週もあります。そのため皆様には何かとご迷惑をお掛けし、申し訳ありませんが、ご容赦お願いいたします。

私も今年4月で弁護士になって満40年を迎え、休も頭も衰えを感じていますが、もうしばらくできることをしようと思っています。

3. 昨年、本年11月19日には和歌山市で近弁連人権大会が行われますので協力の程お願いいたします。

3. 昨年の8月30日衆議院議員選挙



が行われ、去年の今ごろはそれまでの閉塞状態に変化を求め、何かが変わるという期待を込めて多くの主権者が投票をしました。主権者が選択した民主党は、選挙前から国内的には「脱官僚・政治主導」、「コンクリートから人へ」など、対外的にも「アメリカ偏重から東アジア重視の外交」などの理念を掲げ、変化を期待させるものがありました。しかし、鳩山首相は1年も経たないで退陣し、替わった菅首相は、国民の變化への期待に反して官僚主導、アメリカ偏重外交など、昨年の8月30日以前の自民党政権の政治スタンスに先祖返りしてしまつたように見えます。

そのため、主権者には、自民党ではなく、民主党を選ぶ理由が無くなつてしまひ、先日7月11日の参議院選挙は正にその結果だと思えます。

私たち主権者は、昨年8月30日の選挙で政治を変えることができることを学びました。ですから、政権が期待したものでなかったのなら、次の総選挙で後戻りするのではなく、主権者みんなでまた政治の歯車を前に廻す選択をすれば良いのです。

# 「改正貸金業法が完全施行」

弁護士 由良 登信  
ゆら たかのぶ

一、平成一八年一二月に国会で全会一致で成立していた改正貸金業法が、本年六月一八日に完全施行されました。これまで、サラ金三悪と言われていた①返済能力を超える過剰貸付②高金利③過酷な取り立ての三つともほぼ完全に封じ込める内容となっています。サラ金・クレジット被害の救済と業者の法規制を求める全国クレサラ対協、被害者連絡協議会を中心とする三〇年間に及ぶ運動の成果といえます。

二、金融庁の資料によると、貸金業者からの借入利用者数は一一七〇万人（平成一九年二月時点）にのぼり、この内、返済に困難をきたすおそれがあるとされている年収の三分の一を超える借入残のある者が五〇・二％に及んでいるとされています。和歌山県下に置きかえると、約一〇万人が利用し、その内の約五万人が返済困難となるおそれがあるということとなります。

また、貸金業者数はほとんど減少しているものの、今年の二月時点で全国に四二五四業者が存在し、貸金業者による消費者向け貸付残高は約一五兆円になっています。そのため、政府も内閣府に多重債務者対策本部を設置し、改正貸金業法による貸金業者規制を強化することにしたのです。

三、まず、高金利については、出資法を改正して、年利二〇％を超える金利の支払い約束をしたり、支払わせたりすれば刑事罰を科すことになりました。刑罰金利の引き下げです。

これによって、民事的に利息の契約が無効とされる利息制限法の上限金利（一五％→二〇％）とほぼ一致させました（その隙間は行政罰で対応することになります）。

四、次に、返済能力を超える過剰貸付を禁止する法規制が置かれました。貸金業者に、借入れを申し込んだきた者の返済能力の調査を義務づけ、個人顧客については、指定信用情報機関の信用情報で調査することが必要になりました。また、自社からの借入額が五〇万円超となる場合及び他社も含めた総借入額が一〇〇万円を超える貸付となる場合には、その顧客の収入を証明する資料（給与明細など）の提出を受けて収入額の確認をし、年収の三分の一を超える貸付を禁止することになりました。ただし、借替えの場合や使

い道の決まっている一〇万円以下の貸付けなどは例外とされています。

五、また、業者による貸金の取立行為を広く規制し、違反に刑事罰（二年以下の懲役、三〇〇万円以下の罰金）を科して、過酷な取立て行為を封じています。

六、今後は利息制限法の制限利率の引下げや、借金の原因となっている非正規労働、低賃金、貧困の問題に取り組んでゆくことが求められています。

